

農業経営者のみなさん

青色申告

を始めましょう

青色申告は
かんたん！



思ったよりも簡単ね！

e-Taxも
便利だね！

青色申告には、複式簿記の他に
簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を残高まで記帳**すれば行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

収入保険に
加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる収入減少を広く補償

青色申告承認申請書を提出した年の**翌年から**
収入保険に加入できます

(裏面参照)

メリットも
たくさん！

最高で65万円の特別控除！
損失額の**繰越し**や**繰戻し**ができる！
専従者の**給与額**を**必要経費**に算入できる！
農業経営基盤強化準備金制度が使える！
農業者年金の**保険料補助**（最高**1万円/月**）！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。

収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



←国税にかかる相談窓口はこちら

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>



←収入保険にかかる相談窓口はこちら

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanser/shotoku/2070.htm>

収入保険の情報はコチラから



収入保険

検索

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

これから青色申告を始める皆様へ！

収入保険があなたの農業経営をサポートします！

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



収入保険のポイント

○全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

○保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できます。保険期間の収入が基準収入の75%※を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填

・補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

・例えば、基準収入が1,000万円の方（青色申告実績1年分）で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ675万円の補償が受けられます。

※青色申告実績の年数が、2年の場合は80%、3年の場合は85%、4年の場合は88%、5年の場合は90%と補償限度は段階的に引き上げられます。

○保険料の50%、積立金の75%を国庫補助

・基準収入が1,000万円の方（青色申告実績1年分）で最大補償の場合に農業者が負担するお金は以下のとおりです。

<積立方式併用タイプ> 保険料3.4万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）1.9万円 合計27.8万円

<保険方式補償充実タイプ> 保険料7.2万円、積立金 一万円、付加保険料（事務費）1.9万円 合計 9.1万円

・保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

・税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は預け金として取り扱います。

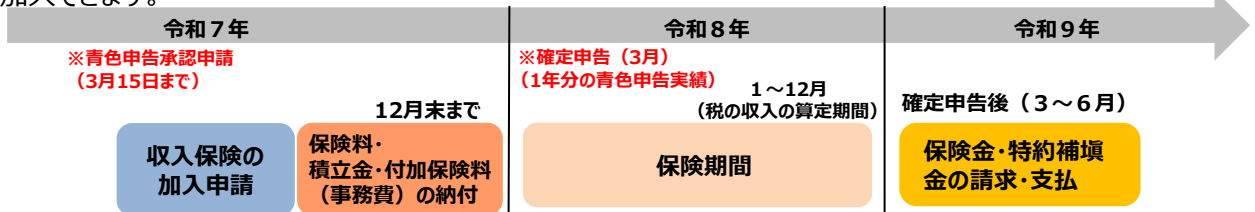
・補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

・インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

○保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資（実質的な保険金等の前払い）で対応

税務・収入保険に関する手順のスケジュール

青色申告の税務署への承認申請を令和7年3月15日までに行えば、令和7年の青色申告実績1年分で令和8年の収入保険に加入できます。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中でも
つなぎ融資を利用できます。

※ 保険期間が令和8年1月~12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会又は農林水産省経営局保険課
(03-6744-7148) へお問い合わせください。

(2024.12)